

独評発第0213001号

平成25年 2月13日

厚生労働大臣

田 村 憲 久 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 猿 田 享 男



意 見 書

独立行政法人医薬基盤研究所の不要な財産の国庫納付について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第46条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が認可を行うに当たっての同条第5項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成25年2月12日付け厚生労働大臣あて申請書（医基発第52号）のとおり不要財産を国庫納付することについて、通則法第46条の2第1項の規定に基づき認可することに異存はない。



医基発第52号  
平成25年2月12日

厚生労働大臣  
田村憲久殿

独立行政法人医薬基盤研究所  
理事長 山西弘



政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請について

独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 国庫納付に係る不要財産の内容  
現金及び預金
- 2 不要財産と認められる理由  
出資先である(株)創薬技術研究所が解散したことに伴い残余財産の分配が行われたため、独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定に基づき不要財産として申請するもの。

3 その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

取得の日及び申請の日	不要財産の帳簿価額
取得日(平成17年4月1日)	194,788,692円
申請日(平成25年2月12日)	

4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

当該不要財産の取得に係る 出資又は支出の額	会計の区分	その他 その内容
194,788,692円	財政投融资 特別会計	金銭出資

5 現金による国庫納付の予定時期

平成25年2月（平成24年度中）

6 その他必要な事項

国庫納付に係る経緯

別紙1

**【経緯】**

当研究所は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（現在は（独）医薬品医療機器総合機構）が医薬品・医療機器開発を促進するため企業に対し出融資した株式及び債券を承継している。

今般、出資先である（株）創薬技術研究所が解散したことに伴い残余財産の分配が行われたため、当該分配金を不要財産として国庫納付するものである。